

北区教育委員会からの重要なお知らせとお願い

令和5年3月23日

北区立幼稚園・認定こども園、小・中学校に
お子様を通わせている保護者の皆様

北 区 教 育 委 員 会

令和5年4月以降の北区立学校園におけるマスク着用の考え方を見直し等について

日頃から北区立学校・園の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、この度、文部科学省において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改定し、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方を見直し等についての方針を示しました。

つきましては、令和5年4月以降の、北区立学校園におけるマスク着用の考え方等について、以下のとおりといたしますのでお知らせいたします。

なお、今後5月8日に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けの変更が予定されていることに伴うマスク着用以外の感染症対策の見直し等に係る対応については、文部科学省や東京都教育委員会の方針を踏まえ、改めてご案内いたします。

1 マスク着用の考え方を見直しについて

(1) 基本的な考え方

- ① 児童・生徒（以下、「児童等」とする）及び教職員については、**学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。**
- ② 教職員の出退勤時等で混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童等についても、着用を推奨します。
 - ※ 様々な事情からマスクの着用を希望する児童等がいる一方で、マスクを着用できない児童等もいることなどから、**児童等の主体的な選択を尊重し、教職員がマスクの着脱を強いることのないように留意します。**
 - ※ 児童等の中でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- ③ 部活動等も含め学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じた感染症対策を講じます。
- ④ 学校において新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めた感染症が流行している場合に、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を児童等に推奨することはありますが、着用を強いることはありません。
- ⑤ 引き続き、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童等に指導します。

(2) 入学式等の実施に当たって

- ① 入学式等において、**児童等及び教職員、保護者、来賓に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。**
 - ※ なお、学校において季節性インフルエンザ等を含めた各種感染症が流行している場合は、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を児童等や保護者・来賓に対して推奨することがあります。
- ② 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童等による「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保します。

- ③ 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は行いません。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様です。

※ なお、学校により「児童・生徒数」や「会場の大きさ」等が異なるため、感染対策以外にも、学校行事に参加いただく保護者等の人数を制限したり、種目や演目ごとで入れ替え制にしたりする等の対応をとる場合がありますのでご理解をお願いいたします。（詳細は各学校にお尋ねください。）

2 効果的な換気の実施について

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行、について示されており、引き続き、気候上可能な限り、教室等の2方向の窓を同時に開けた十分な換気を行うとともにCO₂モニターによる二酸化炭素濃度を計測やサーキュレータ、空気清浄機等の導入などにより、屋内の活動において適切な換気を行います。

3 給食等の食事をする場面における対策について

- ① 給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう児童等に指導します。
- ② 適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童等の間に一定の距離(1m程度)を確保する等の感染対策を講じます。

4 新型コロナウイルス感染についての保護者配信メールについて

感染者が発生した場合に、北区教育委員会（わくわく☆ひろば（学童・一般）含む）からお知らせしておりました保護者配信メールは、現下の感染状況や本年5月8日に5類感染症に位置付けられる予定であることを踏まえ、3月24日をもって、配信を終了といたします。なお、学級閉鎖等についてのお知らせは、引き続き学校園から行います。

5 問い合わせについて

〔教育活動、学校行事に関すること〕	教育振興部教育指導課指導係	3908-9287
〔保健、給食に関すること〕	教育振興部学校支援課保健給食係	3908-9295
〔学童クラブ等に関すること〕	子ども未来部子どもわくわく課	3908-9361